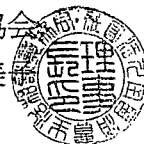


平成21年12月3日

株式会社コナミスポーツ&ライフ  
代表取締役 田中 富美明 殿

社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 山上 紀美



〒108-8566

東京都港区高輪3-13-22

国民生活センタービル内

### 申入書

当協会は、内閣総理大臣から許可された社団法人であり、会員の多くが全国各地の消費生活センターで相談員を務める消費者問題の専門家で構成している団体です。また平成19年11月には、内閣総理大臣から、消費者契約法に基づき差止請求権を行使することができる適格消費者団体の認定を受けております。

当協会では、当協会のウェブサイト内に設置した「消費者被害メール便」等を通じ、事業者の不当な行為（不当な勧誘、不当な契約条項の使用等）について情報収集を実施しており、その中で、貴社の経営するスポーツクラブ（施設名：コナミスポーツクラブいりなか）の契約書（クラブ会員会則）につき、消費者からの苦情が寄せられました。

当協会において当該契約書の条項につき検討したところ、消費者契約法9条1号、8条1項1号、10条により無効となる不当な条項が存在することが判明しました。なお貴社が経営する他のスポーツクラブ各施設においても、当該契約書（クラブ会員会則）と同一のものを使用しているものと認識しております。

したがって、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、貴社に対して下記のとおり消費者契約法により無効となる不当な条項の使用を直ちに停止することを申し入れます。

つきましては、本申入れに対する回答を平成21年12月24日までに、書面にて標記当協会まで送付いただきますようお願いいたします。なお、本申入書並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、当協会において公表することがあることを念のために申し添えます。

本件連絡先：社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL: 03-3448-9736

FAX: 03-3448-9830

## 記

### 第1 申入れの趣旨

貴社の使用するクラブ会員会則（以下「会則」という）の条項中、次の条項について使用停止を求める。

#### 1 会則9条4項

会則9条4項は、消費者契約法9条1号及び10条により無効であるので、使用の停止を求める。

#### 第9条（諸費用）

4 一旦納入した諸費用は、原則として返還できません。

#### 2 会則22条（2）

会則22条（2）は、消費者契約法8条1項1号、10条により無効であるので、使用の停止を求める。

#### 第22条（施設の一時的閉鎖・一時的休業）

次の各号に該当するとき、会社は、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。但しこれにより会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。

（2）施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。

## 第2 申入れの理由

### 1 会則の法的性質について

貴社が経営するスポーツクラブへの入会申込書には、「私は、会則・スクール規約を承認の上、入会を申し込みます。」との記載があり、入会申込みと同時に、申込者に対し、「クラブ会員会則」が交付される。また、入会申込みと同時に提出を要求される「確認書」にも、「私は、この度貴社スポーツクラブに入会し施設利用するにあたっては、「会則」ならびに「ご入会にあたり」に記載された事項に同意し、遵守します。」との記載がある。

これらの事情から、上記クラブ会員会則（以下「会則」という）は、貴社と会員との間の契約内容を構成するものと解される。

### 2 諸費用について

会員は、貴社に対し、①登録料（入会金）及び②会費の支払義務を負い、これらの金額は、施設ごとに定められている。ちなみに、コナミスポーツクラブいりなかなの場合は、会員の種別が6種類あり、それぞれについて、登録料（入会金）として6,300円または3,150円、会費として会員種別ごとに月額5,880円ないし13,965円の範囲で定額の定めがなされている。さらに、会員種別のうち「エグザス正会員」、「正会員ファミリー」、「エグザス特別会員」については、1年分一括の支払い（前払い）が可能となっており、その場合には月会費の12か月分に比較して若干低額となるよう設定されている。

会則では、会員が事業者に対し負担する上記金員について、「諸費用」という文言をもって総称している。

上記月会費は、前納制または当月払いとなり、毎月所定日に金融機関からの引落としにより支払う。引落としにあたっては、クレジットカード会社による収納代行が利用されている。また、前記のとおり、会員の種別によっては、1年分の会費を一括前払いすることも可能である。

### 3 会則9条4項について（申入れの趣旨1）

#### (1) 消費者契約法9条1号の該当性

会則9条4項には、「いったん納入した諸費用は原則として返還できません。」との定めがある。

この条項が問題となる場面は、会員が1年分の会費を一括前払いしている場合で、当該会員が当該年途中で退会した場合である。

貴社と会員との間のスポーツクラブ会員契約は、貴社スポーツクラブの施設利用等を目的とする、期間の定めのない役務提供契約（有償双務の無名契約）と解される。施設利用が契約の主たる目的であって、会員が望まない施設利用を将来にわたって強制されることに合理性がなく、また、期間の定めもないという上記契約の性質に照らすと、会員は、いつでも貴社に対し退会を申し入れることによ

り解除権を行使でき、その場合には、契約は将来に向かって効力を失うと解され、会則20条の定めは、この趣旨を確信的に定めたものと解される。したがって、会費を一括前払いした会員が当該年の途中で退会する場合には、貴社との間で、前払いした諸費用の精算が必要となるところ、諸費用のうち登録料(入会金)は、会員たる地位の取得の対価であると一応考えられるから、当該年の中途での退会であっても、入会自体によりすでに目的を達しているといえ、返還されないことに一応の合理性が認められる。しかし、会費は、本来、月ごとに発生する施設利用の対価であるから、当該年の途中で退会した場合には、退会後の残存月数に対応する会費は、不当利得として会員に返還すべき性質のものである。したがって、上記条項のうち会費に関する部分は、スポーツクラブ会員契約が解除された場合に本来は会員に返還すべき会費に相当する額の金員を事業者が取得することを定めた合意であり、消費者契約法9条1号に定める、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項と解される。

## (2) 平均的な損害について

消費者契約法9条1号は、かかる条項について、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものについて、当該超える部分について無効とする旨を定める。ここにいう平均的な損害とは、1人の会員と事業者との会員契約が解除されることによって当該事業者に一般的、客観的に生ずると認められる損害をいうものと解される(最高裁第二小法廷平成18年11月27日判決参照)。

そこで、本件のようなスポーツクラブの退会の場合に、貴社にかかる損害が生ずるかどうかが問題となるところ、①本件会員契約においては、契約期間の定めがなく、会員の退会を随時認めており、かかる退会は契約にあたり当然に予想され、かつ、貴社においてあらかじめ織り込み済みの事柄であること、②貴社は、会員に契約に定める範囲で自由に施設を利用させており、会員ごとに個別に特化したサービス体制をとっているわけではなく、また、会員の退会があった場合でも、貴社は随時他の会員を募集し、入会させることが可能であること、③貴社における会費は月ごとの支払いが原則であり、月ごとの支払いを行っている会員が退会する場合に、会則等に特段の損害賠償額の予定または違約金等の定めがなく、このことは、会員の退会によって貴社に損害が一般に生ずるものではないことの現れと解されること、④1年一括の支払方式は、若干の割引き分が存するものの、基本的には月会費を1年分まとめて前払いしているものに過ぎず、解約時の負担について、上記月ごとの支払いの場合と別異に取り扱うべき合理的理由がないこと、等の事情に照らすと、本件会員契約の解除に伴う平均的な損害は存しないと解される。

## (3) 消費者契約法10条の該当性

会則9条4項の定めは、上記のとおり1年分の会費を一括前払いした会員が当該年の途中で退会する場面においては、民法上、会員に認められる不当利得返還

請求権を制限するものであり、民法の適用の場合による場合に比し、消費者の権利を制限する条項である。さらに、その結果として、会員は、契約上認められる退会の自由を制限されるものであり、会則9条4項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項であると解される。

#### (4) 結論

以上によれば、会則9条4項の定めは、1年分の会費を一括前払いした会員が当該年の中で退会する場合における会費返還の取扱いの点において、消費者契約法9条1号及び10条により無効である。

### 4 会則22条について（申入れの趣旨2）

#### (1) 消費者契約法8条1項1号の該当性

会則22条は、「次の各号に該当するときは、会社は、諸施設の全部または一部の閉鎖または休業をすることができます。」と定め、さらに「但しこれにより会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。」と定めるところ、同条(2)には「施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。」との定めがあるので、この場合には、常に会員の会費支払義務が減免されないことになる。

しかしながら、施設の増改築、修繕または点検等により施設の利用ができないという場合は、通常、事業者側の事由により契約上の義務を履行しない場合に当たり、事業者の債務不履行に該当すると考えられる（施設の定期点検によるごく短期間の休業等、社会通念上、債務不履行に当たらないと考えられる場合を除く）。このことは、会則22条本文に定める事前の通知が行われた場合であっても変わりがない。かかる事業者の債務不履行の場合には、本来、会員は施設が利用できない範囲、期間に対応する会費の支払義務を負わず、また、その会費を支払った場合には、債務不履行に基づく損害賠償として、事業者に対し、当該会費に相当する金員の返還を求めることができる。上記会則22条(2)の定めは、かかる事業者の債務不履行により消費者に生じた損害の賠償責任の全部を免除する条項と解されるから、消費者契約法8条1項1号に定める不当条項に該当する。

#### (2) 消費者契約法10条の該当性

前記のとおり、会則22条(2)の定めは、民法上、会員に認められる債務不履行に基づく損害賠償請求権を制限するものであり、また、民法上、本来支払義務のない会費の支払いを契約上強制するものであって、民法の適用のある場合に比し、消費者の権利を制限し、または、消費者の義務を加重する条項である。そして、かかる権利の制限または義務の加重は、当事者間の公平を損ない不当であって、会則22条(2)は、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項であると解される。

#### (3) 代替措置について

貴社は、会則に具体的な定めは存在しないものの、実態として、会則22条に

定める施設の閉鎖または休業の場合に、貴社が経営する近隣の他のスポーツクラブ施設の有料または無料での利用を認めるといった代替措置を講じている場合がある。この場合には、当該他の施設の利用を認めることが、社会通念上、債務の本旨に従った履行と評価され、債務不履行に当たらない場合もあり得ると思われるが、近隣に他施設が存在しない場合や、会員が、当該契約施設以外の利用では契約の目的を達することができないという場合も考えられ、その場合には、かかる代替措置が講じられたとしても債務不履行との評価を受けることになるから、前記不当条項の問題が解消されるとはいえない。

#### (4) 結論

以上によれば、会則22条(2)の定めは、施設の点検等が軽微なものであって施設の閉鎖、休業が事業者の債務不履行に当たらないという場合を除き、消費者契約法8条1項1号、10条により無効である。

以 上